

高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1～20条 省略)</p> <p>(県内発注)</p> <p>第21条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</p> <p>(情報の開示)</p> <p>第22条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。</p> <p>(委任等)</p> <p>第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>2 この要綱の規定にかかわらず、特別承認事業の採択を受け事業を実施する場合は、国等の事業に係る補助金交付要綱等の規定を適用するものとする。ただし、国等の事業のうち国の補助事業又は国の外郭団体が国からの補助金を原資に実施する事業であって、県を経由せずに事業者が直接実施する事業である場合にあっては、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成21年4月17日から施行し、同年4月10日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第2項、第10条、第15条第4項、第17条第1項から第3項まで、第18条及び第20条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成21年9月9日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以前に補助金の交付を決定したものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年5月10日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年12月27日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1～22条 省略)</p> <p>(情報の開示)</p> <p>第21条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。</p> <p>(委任等)</p> <p>第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>2 この要綱の規定にかかわらず、特別承認事業の採択を受け事業を実施する場合は、国等の事業に係る補助金交付要綱等の規定を適用するものとする。ただし、国等の事業のうち国の補助事業又は国の外郭団体が国からの補助金を原資に実施する事業であって、県を経由せずに事業者が直接実施する事業である場合にあっては、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成21年4月17日から施行し、同年4月10日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第2項、第10条、第15条第4項、第17条第1項から第3項まで、第18条及び第20条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成21年9月9日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以前に補助金の交付を決定したものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年5月10日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年12月27日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p>

新	旧
<p><u>(施行期日)</u> 1 <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(準備行為)</u> 2 <u>この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</u></p>	